

西欧編

(ポルトガル、ベルギー、アイルランド、
ルクセンブルグ、マルタ)

2.3 ポルトガル

2.3.1 概要

人口は 1,027 万人（2019 年）、面積は 91,985 平方キロメートルで日本の約 4 分の 1 である。²⁰

イベリア半島の西端に位置し、大西洋上のアゾレス諸島、マデイラ諸島等も含む。小国であるが地形は多様である。北部は起伏の多い山岳地で南下するにつれて緩やかな台地性の平原となり、西部の大西洋岸には海岸平野がひろげ、海岸には潟湖や砂丘が多い。主要農産物は、小麦、大麦、とうもろこし、米、じゃがいも、ワイン用のぶどう、オリーブ等である。世界最大のトマトペーストの輸出国であるほか、ワインも世界有数の輸出国である。²¹



1 経営体当たりの平均経営面積は 14.1ha（2016 年）である。小規模農家が多く、経営面積 5ha 未満の農家が約 7 割を占める。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.1%（日本は 1.1%）である。²²

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	ポルトガル		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	2,408	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	49	2.1	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からポルトガルへの輸出額が 1,400 万 US ドルであるのに対し、ポルトガルから日本への輸入額は 7,900 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目は非食用油脂、ソース混合調味料、ベビーフード等であり、ポルトガルからの輸入上位品目はトマト（調製品）、ぶどう酒、魚（冷凍）である。

²⁰ 外務省「ポルトガル共和国（Portuguese Republic）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/portugal/data.html>

²¹ Britannica「Portugal」 <https://www.britannica.com/place/Portugal>

²² EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Portugal」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-pt_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ポルトガル)	輸入 (ポルトガル→日本)	日本の収支
総額	468	366	102
農林水産物	14	79	▲65
農林水産物のシェア	3.1	21.6	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→ポルトガル（単位：万 US ドル%） 輸入：ポルトガル→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
非食用油脂	921	64.3	トマト（調製品）	3,559	45.1
ソース混合調味料	233	16.2	ぶどう酒	772	9.8
ベビーフード等	61	4.3	魚（冷凍）	553	7.0
パスタ	30	2.1	豚肉	520	6.6
ベーカリー製品	25	1.7	魚（フィレ）	413	5.2
総額	1,433	100.0	総額	7,876	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ポルトガル語で Denominação de origem protegida（DOP）、地理的表示保護（PGI）は Indicação Geográfica Protegida（IGP）と呼ぶ。ポルトガルの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 64 件、PGI 75 件、合計 139 件（2020 年 12 月末時点登録済）となっており、スペインに次ぐ第 4 位である。品目別にみると、PDO は肉、果物・野菜・穀類が多く、PGI は肉製品が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	17	14
Class 1.2. 肉製品	2	39
Class 1.3. チーズ	11	1
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	12	-
Class 1.5. 油脂	6	-
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	15	14
Class 2.3. パン、菓子類	-	7
Class 2.6. 塩	1	-
総数	64	75

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済



エストレーラ山脈のチーズ
Queijo Serra da Estrela (PDO)



ポルトガル北部のバロザン牛 Carne Barrosa (PDO)



オエステ地方の洋ナシ
Pêra Rocha do Oeste (PDO)



アゾレス諸島サン・ミゲル島のパイナップル
Ananás dos Açores / São Miguel (PDO)

2.3.2 GI 監視スキーム

ポルトガルでは農業森林農村開発省（MAFRD）の食品家畜総局（DGAV）が GI に関する政策を所掌する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業森林農村開発省 食品家畜総局 (Ministério da Agricultura, Florestas e Desenvolvimento Rural Direção Geral de Alimentação e Veterinária : MAFRD-DGAV)	Campo Grande 50, 1700093 Lisboa	Tel. +351 213239500 Fax. +351 213463518 Email: dirgeral@dgav.pt Website: http://www.asae.pt/

EUIPO (2017)²³

欧州委員会は、農産物・食品の GI 監視当局として 4 機関を公表している。このうち MAFRD の農業農村開発総局（DGADR）は主に生産段階の監視を行い、経済省の経済食品安全局（ASAE）は GI 名称に関する市場監視を担当している。また、ポルトガル本土から 1,200km 離れたアゾレス諸島、1,000km 離れたマデイラ諸島ではそれぞれの自治体が監視義務を担っている。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
農業森林農村開発省 農業農村開発総局 (Direção Geral de Agricultura e Desenvolvimento Rural : MAFRD-DGADR)	Av. Afonso Costa, 3 1949002 Lisboa	Email: dspaa@dgadr.pt Website: www.dgadr.pt
経済食品安全局 (Autoridade de Segurança Alimentar e Económica : ASAE)	Rua Rodrigo da Fonseca, 73 1269274 Lisboa	Tel. +351 217983600 Fax. +351 217983654 Email: correio.asae@asae.pt Website: http://www.asae.pt/
食品農業市場研究所 (Instituto de Alimentação e Mercados Agrícolas) 116 ※アゾレス諸島	Palácio da Conceição Rua 16 de Fevereiro 9504509 Ponta Delgada	Tel. +351 / 296301100 Email: governoregional@azores.gov.pt Website: www.azores.gov.pt
環境自然資源地域事務局 (Secretaria Regional do Ambiente e Recursos Naturais) ※マデイラ諸島	Avda. Arriaga, 21-A Edf. Golden Gate, Planta 5, 9004-528 Funchal	Tel. +351 / 291201830 Email: gabinete.sra@gov-madeira Website: www.sra.pt

EUIPO (2017)、欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）²⁴

²³ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²⁴ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

市場監視当局であるASAEは、3つの地域局を持つ中央行政機関であり、食品リスクとラボラトリ部門、オペレーション部門、情報犯罪捜査部門、総務ロジスティクス部門、法務及び行政違反部門などの部門で構成される。ASAEがGI監視計画を策定し、DGADRはその計画を承認する役割がある。

なお、ワインに関するGIの市場監視当局は、以下の4機関である。ポルトガルは世界有数のワイン産出国であり、有名な産地（ドウロ及びポート、マデイラ）ではそれぞれの管理当局が指定されている。有名産地を含むポルトガル全土のワインセクターを調整するのがぶどうワイン研究所（IVV）であり、GI名称に関する市場監視は、農産物・食品と同様にASAEが担当している。ワイン当局IVDP、IVBAM、IVVはすべて農業森林農村開発省下の公的機関である。IVDPとIVBAMは、ワインについて事業者が販売する量が認証された量を超えていないかどうかをチェックする役割がある。

GI名称の市場監視当局（ワイン）

機関名	住所	連絡先
ドウロ・ポートワイン研究所 (Instituto dos Vinhos do Douro e do Porto : IVDP)	Rua dos Camilos, 90 5050 Peso da Régua	Tel. +351 254320130 Fax. +351 254320149 Email: ivdp@ivdp.pt Website: http://www.ivdp.pt/
マデイラワイン研究所 (Instituto do Vinho, do Bordado e do Artesanato da Madeira : IVBAM)	Rua Visconde de Anadia, 44, 9050-020 Funchal Madeira	Tel. +351 291211600 Fax. +351 291224791 Email: ivbam.sra@gov-madeira.pt Website: http://ivbam.gov-madeira.pt/
ぶどうワイン研究所 (Instituto da Vinha e do Vinho : IVV)	Rua Mouzinho da Silveira, 5 1250165 Lisboa	Tel. +351 213506700 Email: ivv@ivv.gov.pt Website: http://www.ivv.gov.pt/np4/home.html
経済食品安全局 (Autoridade de Segurança Alimentar e Económica : ASAE)	Rua Rodrigo da Fonseca, 73 1269274 Lisboa	Tel. +351 217983600 Fax. +351 217983654 Email: correio.asae@asae.pt Website: http://www.asae.pt/

EUIPO (2017)

ASAEは、農産物・食品、ワイン、スピリッツ等のカテゴリに関わらず、市場におけるGI名称の使用を監視する。監視は食品安全の活動の一環として行われ、対象はリスク分析に基づいて選択される。定期的な監視活動のほか、第三者から違反通報を受けた場合には臨時の検査も行われる。他のEU加盟国からの通報もEU Food Fraud Networkを通じて受け付けており、担当窓口はDGAV及びASAEである。²⁵

²⁵ 2020年9月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.3.3 GI 侵害の事例

ポルトガルでは、他国の GI 製品の侵害に関する事例は見当たらなかったが、ワインの産出国であるため自国のワインの GI を巡る問題が散見された。ポートワインの管理当局であるドウロ・ポートワイン研究所（IVDP）では、「ポート」の名称がついた違反品の写真をウェブサイトに掲載し、地理的名称を知的財産として認識し、保護していく重要性を訴えている。



Porte d'Or - Belgium



Porte Noir - Netherlands



Portly Ruby - Netherlands

IVDP ウェブサイト「違反品ギャラリー」の例²⁶

「ポートワイン」と「ポートシャーロット・ウイスキー」

「ポートワイン（Vinho do Porto）」は、ポルトガルのポルト港から出荷される特産ワインとして昔から知られている。ポルトガル政府は同国北部を流れるドウロ川上流をポートワインの法定区域と定め、この地区で栽培された葡萄を原料とした酒精強化ワインのみをポートワインとして品質を厳しく管理している。当該地域は世界遺産にも指定されている。

2006 年、スコットランドのウイスキー醸造会社 Bruichladdich Distillery Co. Ltd は、商標「PORT CHARLOTTE」を欧州共同体商標意匠庁 OHIM（現 EUIPO）に申請し、アルコール飲料クラスの商標として翌年登録された。2011 年、ポートワインを管理するポルトガルのワイン当局 IVDP は同商標の無効化を申し立てた。これを受けて英企業は商標クラスをウイスキーに限定するよう変更し、OHIM は IVDP の申請を拒絶した。その後、紛争は欧州司法裁判所に移り、2015 年には OHIM の決定は無効とされ、IVDP の訴えが認められるかに思われたが、2017 年 9 月、欧州司法裁判所は「消費者はウイスキーとポートワインを混同しない」として、IVDP の訴えを退けている。

(<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=b70d341d-d184-43b2-85ba-3010b9b282fe>)

²⁶ <http://www.ivdp.pt/consumidor/p5ccw-galeria-de-fraudes>

2.3.4 対抗手段

食品に関する違反の疑いがある場合、ASAE にウェブサイトの通報フォームから、あるいは文書、Fax、電話、直接訪問により、通報することができる。ウェブサイトの通報フォームには通報者の氏名や連絡先とともに、違反を疑う根拠、発見場所、事業者等に関する情報を記入するしくみである。匿名での通報も可能であるが、その場合、ASAE は匿名通報者に対応結果を提供しないとされている。ASAE は、GI 侵害に限らず、毎年 2 万件を超える通報を受けている。

Queixoso / Denunciante

Nome

Morada

Código Postal Localidade
 -

Telefone

E-mail

Identificação das Testemunhas

Identificação do Agente Económico visado Identificação dos Factos

Nome *

Morada *

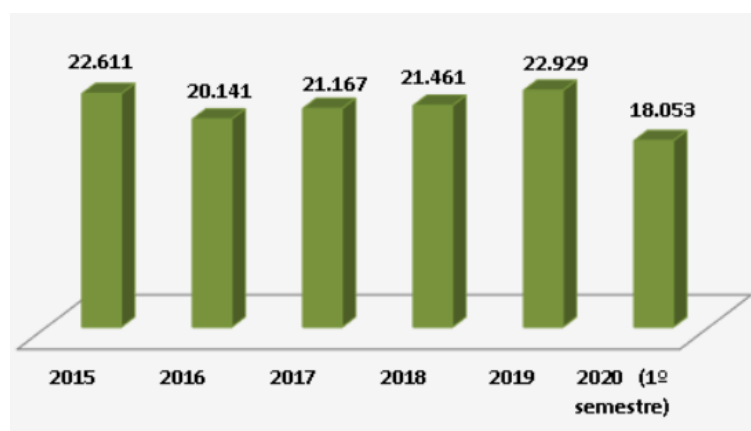
Código Postal Localidade *
 -

Telefone

E-mail

Send

ASAE ウェブサイトの通報フォーム²⁷



ASAE への違反通報件数²⁸

²⁷ <https://www.asae.gov.pt/reclamacoes-e-denuncias/denuncias/queixas-e-denuncias.aspx>

²⁸ <https://www.asae.gov.pt/reclamacoes-e-denuncias/denuncias.aspx>

侵害が発見されると ASAE は事業者に違反品を市場から撤収するよう通知する。ASAE は違反品を押収したり、破壊したりする権限がある。食品詐欺への制裁は犯罪の重大性に応じて行政措置または刑事罰の 2 つに分類される。食品に関する行政違反は、No 26/2016、8 月 6 日法及び食品の安全基準を定める No 113/2006 法で規定され、違反の種類に応じて行政措置が設けられている。なお、ワインに関する行政違反は、No 213/2004、8 月 23 日法で規定され、IVDP、IVBAM、IVV が対応するとされている。

また、産業財産法は GI 侵害に関する刑事罰を定めており、以下の行為について 3 年以下の禁固刑又は 360 日以下相当の罰金が科されると規定している（第 324 条）²⁹。

- a) 登録された原産地呼称または地理的表示を全部または一部を複製または模倣すること
- b) 原産地呼称または地理的表示の使用権なしに、複製、模倣、またはその表現を構成する標識を自社の製品に使用すること

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

ポルトガルにおける GI 侵害の窓口は、経済省の経済食品安全局（Autoridade de Segurança Alimentar e Económica : ASAE）

Tel. +351 217983600

Fax. +351 217983654

Email: correio.asae@asae.pt

連絡方法

ASAE のウェブサイトの通報フォームに記入して送信。また、文書、Fax、電話、直接訪問による申立ても可能。

ウェブサイトの通報フォーム：

<https://www.asae.gov.pt/reclamacoes-e-denuncias/denuncias/queixas-e-denuncias.aspx>

保護のしくみ

侵害通報を受けると ASAE は対象事業者に違反品を市場から撤収するよう通知する。ASAE には違反品を押収や破壊する権限があり、食品詐欺は犯罪の重大性に応じて行政措置あるいは刑事罰で処分される。

²⁹ <https://aopi.pt/a324.html> 1 日当たりの罰金の金額は裁判所が決定。

2.3.5 関連法令

ポルトガル GI 関連法令は以下の通りである。なお法令の英語名称は、欧州知的財産庁の報告書³⁰に基づいている。

GI 根拠法令

- Industrial Property Code（産業財産法）
- Decree Law No 213/2004, 23 August（※ワイン、行政手続き、刑事手続き含む）

その他

- Decree Law No 26/2016 of 6 June（※食品、行政違反）
- Decree Law No 113/2006（※食品安全）

2.3.6 その他関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、歴史的に認知された、または明示された伝統的な方法で生産された食品であり、少なくとも 30 年間にわたり EU 市場に流通している農産物・食品を認証する制度である。当該制度は原産地に言及せず、伝統的な成分構成と生産方法を評価する。現在、ポルトガルでは「ポルトガルの伝統的干鰯（Bacalhau de Cura Tradicional Portuguesa）」1 件が認定を受けている。

³⁰ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.